

## 健康保険組合加入のメリット

健康保険は、被保険者または被扶養者の業務外の疾病、負傷、出産、死亡に関して保険給付を行うことを目的としております。

健康保険組合は全国健康保険協会（協会けんぽ）に比べ、より自主性を発揮し、効果的な運営ができるよう配慮されております。

• 独自の付加給付

• 多彩な健康診断、  
保健指導

• 直営保養所、  
全国契約保養所の割引利用  
• 各種スポーツ大会、  
イベント等の実施

## 任意継続被保険者の皆さまへ

### 任意継続被保険者保険料について

令和5年9月30日現在における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額が325,038円となり、健康保険法第47条第1項第2号の規定により、任意継続被保険者の標準報酬月額は次のとおり決定されましたのでお知らせいたします。

### 令和6年度任意継続被保険者の標準報酬月額

月額320,000円23等級 ▶ 適用年月日 令和6年4月1日

(月額320,000円23等級 令和5年度)

ただし、その方の退職時の標準報酬月額がこの標準報酬月額を下回るときは、退職時の標準報酬月額(等級)とします。

## 保険料がお安くなる場合があります！

### 任意継続保険料と国民健康保険料について

任意継続被保険者の保険料は、退職時の標準報酬月額か、当組合の前年度9月30日現在の平均標準報酬月額のいずれか低い方で決定されます。また、任意継続被保険者の保険料は料率変更等がない限り、2年間変わらないことを原則としています。

一方、国民健康保険の保険料については、前年の所得内容(1月～12月)をもとに計算されます。このため、4月より年間(4月～翌年3月)の保険料が任意継続被保険者の保険料に比べて安くなる場合があります。保険料の金額については、お住まいの市区町村へご自身でお問合せください。

また、国民健康保険に切り替える場合は、資格喪失の手続き等の準備がありますので、必ず事前に下記管轄の本・支部までご連絡ください。

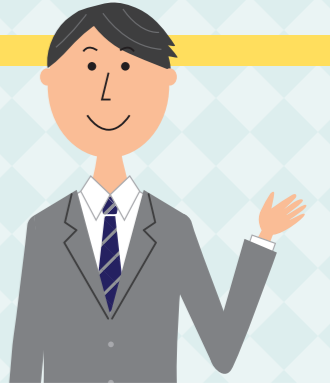
問合せ

東京実業健康保険組合

記号4000番の方：本 部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)  
記号5000番の方：城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)  
記号7000番の方：城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)  
記号8000番の方：城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

# 令和6年度の保険料率が決定いたしました ～健康保険料率引き上げのご案内～

先般「健保だより1月号」において当組合の厳しい財政状況および保険料率を引き上げざるを得ない状況についてお知らせしたところでありますが、去る2月19日(月)に開催されました第172回組合会において、令和6年度の健康保険料率の変更が承認されましたのでご報告いたします。なお、介護保険料率については変更ありません。



現行

変更後

健康保険料率

96%

⇒

100%

介護保険料率

18.2%

⇒

18.2% 据え置き

### 引き上げ実施日

令和6年3月1日 (令和6年4月30日納付期限分より)

※任意継続被保険者 令和6年4月1日(令和6年4月分より)

## 健康保険料率引き上げの要因

健康保険組合を取り巻く情勢は、医療費の伸びがコロナ禍前の水準を大きく上回る状況が続き、団塊の世代が後期高齢者入りするなど、これまでにない大変厳しい状況に置かれており、令和5年度予算編成では、保険給付費の増高、高齢者医療制度への支援金・納付金の増加により、別途積立金の全額および法定準備金の一部を繰り入れる大変厳しい予算となりました。

令和6年度予算編成においても、保険給付費ならびに支援金・納付金が令和5年度の決算見込と比べ約60億円増加するものと予測しており、これらの増加額に対し、現行の保険料率では、組合員の皆さまの保険給付費等の支払いに支障をきたす恐れがあるため、健康保険料率を引き上げざるを得ません。

当組合といたしましても、増高する保険給付費ならびに過度の負担を強いられている「高齢者医療制度」に対する公費(税金)の拡充について、健保連や他の健保組合と連携し、政府に対し強く要請を行っていくほか、従来にも増して事業の見直しや、事務の効率化等による経費の削減に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 介護保険料率は据え置き

介護保険料率については変更ありません。